

向日市国民保護協議会の概要

目的	向日市の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、向日市の国民の保護措置に関する施策を総合的に推進する。 (法第39条第1項)
組織	会長：向日市長(法第40条第2項) 職務代理：助役(条例第3条、運営要綱第2条) 委員：市長が任命(29名[定数30人])(法第40条第4項)(条例第2条第1項) 幹事：委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。(26名[30人])(条例第5条第1項)(条例第5条第2項) 委員、幹事とも任期は2年(法第40条第5項)
所掌事務	市長の諮問を受け、向日市内の国民保護措置に関する重要事項を審議すること。(法第39条第2項第1号) 上記の重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (法第39条第2項第2号) 国民保護計画の策定または重要な計画の変更(軽微な変更を除く。)について諮問を受けること。(法第39条第3項)
運営方法	(1)協議会の会議(条例第3条、第4条、運営要綱第3条関係) 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 協議会を招集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。 (2)幹事会(条例第5条、運営要綱第5条関係) 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。 幹事長は、向日市市民生活部長の職にある幹事をもって充てる。 幹事会は、幹事長が招集する。
その他	協議会は、原則として公開とする。(傍聴要領は別紙のとおり。)

(注)「法」=国民保護法、「条例」=向日市国民保護協議会条例

「運営要綱」=向日市国民保護協議会運営要綱